

鳥取市水道局工事希望型指名競争入札試行要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び鳥取市水道局会計規程（昭和49年鳥取市水道事業管理規程第8号）第138条において準用する鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）に基づき、鳥取市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事の工事希望型指名競争入札の試行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「工事希望型指名競争入札」（以下「希望型入札」という。）とは、次条に規定する対象工事の入札参加希望者を募り、入札参加資格を有する者を指名して行う競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 希望型入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、鳥取市水道局建設工事指名業者選定要綱（平成17年6月14日制定）第5条に規定する建設業者指名審査委員会の審議に基づいて管理者が指定する水道施設工事とする。

(入札参加資格)

第4条 希望型入札の入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 鳥取市水道局建設工事入札参加資格者格付要綱（平成17年6月14日制定）に基づいて付与された導送配水管布設工事入札参加資格格付を有していること。
- (2) 鳥取市水道局建設工事入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月30日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

2 指名を受けた日から開札までの間において、前項に規定する資格を有しなくなった者は、当該希望型入札に参加することができない。

(入札情報の公表)

第5条 管理者は、対象工事の入札参加に必要な事項を鳥取市水道局公式ウェブサイト公表するものとする。

(入札参加申込み)

第6条 対象工事の希望型入札に参加を希望する者は、管理者が定める期限までに、入札参加申込書（様式第1号）を、工事担当課宛てにファクシミリで提出するものとする。

(指名及び非指名)

第7条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、第4条第1項に規定する者を指名するものとする。

2 管理者は、第4条第1項に規定する資格を有しない理由により指名しない者に対しては非指名通知書を通知するものとする。

(入札の方法)

第8条 希望型入札は、指定された日時、場所へ入札書を持参する方法によるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、希望型入札の執行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(送信票は必要ありません。この申込書のみ送信してください。)

入札参加申込書

申込日： 年 月 日

鳥取市水道事業管理者
水道局長 様

受領印

次の工事について、入札参加を申し込みます。

1 入札参加希望工事

工事名	
工事場所	

2 入札参加申込者

住所	
商号又は名称	
代表者職氏名	
電話番号	
FAX番号	
担当者氏名	